

平成29年（行コ）第1号 固定資産税等課税免除措置取消（住民訴訟）請求
那覇市講演使用料賦課徴収を怠る事実の違法確認（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 金城照子

被控訴人 那覇市ほか1名

補助参加人兼訴訟参加人 一般社団法人久米崇聖会

控訴理由書（補充）

平成29年3月31日

福岡高等裁判所那覇地方裁判所民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

弁護士 照 屋 一 人

弁護士 上 原 千 可 子

第1 【平成26年（行ウ）第17号事件】について

1 原判決の判示

原判決は、請求の趣旨第2項（平成26年4月1日から同年7月24日までの間の松山公園の使用料の徴収を怠る事実の違法確認請求）及び請求の趣旨第3項（本件免除及び本件設置許可が違法であるとして、松山公園の使用料相当額につ

いて、当時の那覇市長に対しては損害賠償請求、参加人に対しては損害賠償請求又は不当利得返還請求をすることを被告那覇市長に対して求める請求)につき、いずれも本件監査請求①(号)が「本件免除及び17号事件の請求の趣旨に係る怠る事実のいずれも」対象としてこなかったことを認めているとして、これらの訴えが適法な監査請求を経ていない不適法な訴えであるとして却下したものである。

2 同一性判断の基準について

監査請求の対象は、そこで求められている措置の内容類型や、あるいは行為事実が違法であると主張する理由によってではなく、請求の要旨において違法不当と主張する当該行為、怠る事実によって定まる(最判昭和62年2月20日判時1228号66頁)。そして、監査請求書において違法不当と主張する当該行為、怠る事実を特定するために、当該行為の具体的時期、金額などを摘示することは必ずしも要求されず、対象事項が他の事項から特定認識しうる程度に摘示されていけば足りる。

すなわち、特定される監査請求の対象行為と、訴訟の請求原因事実に記載された事実との間で、社会的事件としての同一性が認められれば、両者の間には同一性が認められ、監査請求で請求しなかった措置内容を住民訴訟において請求することも可能であり、監査請求で求めた措置内容のいかんに関係なく法242条の2第1項1号ないし4号所定の請求形式を任意に選択することができる。また、監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張してもよい(前記最高裁判決)。

3 原判決の違法

原判決は、本件免除及び17号事件の請求の趣旨第2項に係る怠る事実のいずれも本件監査請求①(甲53)の対象とされていなかったことを理由に、請求の趣旨第2項に係る訴えも請求の趣旨第3項に係る訴えも不適法だとした。

しかし、本件監査請求が、被告那覇市による本件免除を問題し、使用料の徴

収を怠っている事実を違法不当としていることは、当該請求の要旨2（那覇市は社団法人久米崇聖会と那覇市長に対し、過去1年間の地代相当の金員を徴収せよ）から明らかであり、そのことは那覇市監査委員の「通知」（甲54）においても、「請求人は、本件設置許可と同時に行われた全額減免という財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する使用料の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実と主張するもの」（p13下から3行目から）であると整理しているところである。

ところで、原判決は、控訴人が原審の準備書面4で、本件監査請求①が本件免除措置を本訴請求の使用料の免除措置及び怠る事実を対象としていなかったことを認めていることを指摘しているが、控訴人は「原告（控訴人）は平成26年2月25日に申し立てた住民監査請求の趣旨が当然踏まえらるものと考え、これを監査請求の対象から遺漏していたようである」とその理由に言及しており、所論は本件監査請求の要旨自体に本件免除の違法取消ないし違法確認請求が本件訴訟の請求の趣旨の基礎たる事実（違法不当と主張する事実、怠る事実）が、本件監査請求①の請求の要旨の直接の対象となっていないことを認めたものにすぎず、請求の要旨において主張されている違法の事実、怠る事実において本件訴訟の趣旨第2項ないし同第3項の基礎たる事実が含まれていることまで否定したものではない（自白の否認）。

したがって、監査請求前置主義違反を理由として本件請求を却下した原判決の違法は明らかである。

4 出訴期間について

なお、前記「通知」（甲54）は、本件監査請求①の使用料の徴収を怠る事実に関する請求につき、前記のとおり、「請求人は、本件設置許可と同時に行われた全額減免という財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する使用料の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実と主張するも

のであり、請求権が発生すると思われる当該行為である全額減免の決定した日を基準日として法第242条第2項の規定を適用する必要がある。」としたうえ、平成14年10月15日最高裁判決を引用し、本件賃貸借契約の締結日を基準として出訴期間の規定を適用すべきであるとしているので、これについて簡単に言及すると、地代賃料の発生は本件賃貸借締結に基づくものであっても、地代相当の損害金は、不法占拠という事実に基づくものであるので失当である。

5 まとめ

以上のとおりであるから、平成26年（行ウ）第17号事件にかかる控訴人の請求の趣旨第2項及び同第3項の請求を不適法として却下した原判決は、違法であることは明らかであり、速やかに破棄されるべきである。

以上